

基本規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>基本規則</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第2条 次の団体及び個人は、定款、本規則、その他本協会が定める諸規程（以下、単に「本協会の規程」という）並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。</p> <p>(2) 本協会に<u>登録する加盟する</u>チーム（準加盟チームを含む）</p> <p>(管轄権)</p> <p>第7条 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案（加盟団体、加盟チーム、選手等<u>及び</u>ライセンスを付与された試合エージェント間に生じた紛争）に関する管轄権を有する。</p> <p>(スポーツ仲裁裁判所（CAS）)</p> <p>第9条 本協会は、加盟団体、加盟チーム、選手等、<u>仲介人及び</u>ライセンスを付与された試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。</p> <p>(改正)</p>	<p>基本規則</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第2条 次の団体及び個人は、定款、本規則、その他本協会が定める諸規程（以下、単に「本協会の規程」という）並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。</p> <p>(2) 本協会<u>の加盟</u>チーム（準加盟チームを含む）</p> <p>(管轄権)</p> <p>第7条 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案（加盟団体、加盟チーム、選手等<u>並びに</u>ライセンスを付与された<u>フットボールエージェント及び</u>試合エージェント間に生じた紛争）に関する管轄権を有する。</p> <p>(スポーツ仲裁裁判所（CAS）)</p> <p>第9条 本協会は、加盟団体、加盟チーム、選手等<u>並びに</u>ライセンスを付与された<u>フットボールエージェント及び</u>試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。</p> <p>(改正)</p> <p><u>2023年10月29日</u></p>	<p></p> <p>誤記の修正</p> <p>JFAフットボールエージェント規則の施行に伴う修正</p> <p>JFAフットボールエージェント規則の施行に伴う修正</p>